

・ 所属（活動・契約）機関とは？

在留資格	入管法第19条の16第1号で届け出る活動機関 ＝中長期在留者が 活動 を行う本邦の公私の機関	入管法第19条の16第2号で届け出る契約機関 ＝中長期在留者の 契約 の相手方である本邦の公私の機関
① 教授	① 大学、大学に準じる機関（大学の研究機関等）又は高等専門学校 ※1	<p style="color: red; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">届出は不要</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>＜具体例＞ 契約を交わした機関A（人材派遣会社等）と、実際に活動する機関Bがある場合、機関Aに関する届出は不要</p> </div>
② 高度専門職1号ハ	② 法務大臣が指定する本邦の公私の機関 ※4	
③ 高度専門職2号（ハ）	③ 活動を行う本邦の公私の機関（会社、事業所等） （ハの活動に該当する活動機関が複数ある場合、全ての機関に係る届出が必要）	
④ 経営・管理	④⑤ 活動拠点となる機関（会社、事業所等）	
⑤ 法律・会計業務		
⑥ 医療	⑥ 病院、診療所又はこれらに準じる機関	
⑦ 教育	⑦ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等 ※2	
⑧ 企業内転勤	⑧ 本邦にある事業所	
⑨ 技能実習	⑨ 実習実施者及び監理団体（団体監理型の場合）	
⑩ 留学	⑩ 大学、高等専門学校、高等学校、中学校、特別支援学校等 ※1	
⑪ 研修	⑪ 実際に研修を実施する機関	
⑫ 高度専門職1号 イ又はロ	<p style="color: red; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">届出は不要</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>＜具体例＞ 契約を交わした機関A（人材派遣会社等）と、実際に活動する機関Bがある場合、機関Bに関する届出は不要</p> </div>	⑫ 法務大臣が指定する契約の相手方である本邦の公私の機関 ※3、4
⑬ 高度専門職2号（イ又はロ）		⑬ 契約の相手方である本邦の公私の機関 ※3 （イ又はロに該当する契約機関が複数ある場合、全ての機関に係る届出が必要）
⑭ 研究		⑭～⑱ 契約の相手方である本邦の公私の機関 ※3、5 （会社、個人事業主等）
⑮ 技術・人文知識・国際業務		
⑯ 介護		
⑰ 興行		
⑱ 技能		⑱ 特定技能所属機関（受入企業、個人事業主等） ※3、4、5
⑲ 特定技能		

※1 「教授」及び「留学」で届出対象となる活動機関は、実際に活動を行っている機関であり、学校法人は該当しない。

※2 「教育」で届出対象となる活動機関は、実際に活動を行っている機関であり、学校法人、教育委員会及び派遣元企業は該当しない。

※3 入管法第19条の16第2号で届出対象となる契約機関が法人の場合、名称・所在地については本社・本店のものを記載する。

※4 「高度専門職1号」イ、ロ及びハ並びに「特定技能」の方が転職する場合、契約の終了（活動機関からの離脱）の届出及び在留資格変更許可申請が必要となる。ただし、在留資格変更許可を受けた後に従前の会社との契約を終了した場合は、当該届出は不要となる。

※5 契約機関にあたるものが個人事業主の場合、屋号だけでなく個人名（個人事業主名）を記載する。